

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」新旧対照表

(別紙10(特例施設型給付・特例地域型保育給付費)の「小規模認可保育所における対象年齢の拡大に係る特例措置の一部全国展開」に係る改正部分抜粋)

改正後	改正前
<p><b>IV 特定利用地域型保育</b></p> <p>(1) 特定利用地域型保育の実施基準</p> <p>特定利用地域型保育に係る特例地域型保育給付費については、以下のような事情がある場合で、市町村が必要と認めた場合において支給することができるものであること。<u>なお、2号認定子どもを受け入れる際には集団での遊びの種類や機会に課題がある点に留意が必要であることから、適切に集団での遊びの種類や機会を確保できるよう、工夫、配慮すること。</u></p> <p>i 支給認定保護者が居住する地域に保育所又は認定こども園が無い場合。</p> <p>ii 特定地域型保育事業を利用する3号認定子どもが、年度の途中で満3歳を迎えて認定区分が2号となったが、地域において2号認定に係る利用定員に空きがない場合に当該年度内において、引き続き特定地域型保育事業を利用する場合。</p> <p>この場合において、満3歳を迎えた年度を超えてなお、保育所や認定こども園の利用が困難な場合については、満4歳を迎える年度内に受入先を確保することを基本として、市町村が真にやむを得ないと判断する場合に限り、特定地域型保育費を支給することができるものであること。</p> <p>iii 保育認定を受けた事業主が雇用する労働者の子どもが、保護者の希望により満3歳以降も、引き続き利用する場合。</p> <p>なお、この場合においては、雇用する労働者に係る利用定員の範囲内の受入が原則であること。</p> <p><u>iv 集団生活を行うことが困難である場合。</u></p> <p><u>v 上記の他、保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、満3歳以上の幼児の保育が必要な場合。</u></p>	<p><b>IV 特定利用地域型保育</b></p> <p>(1) 特定利用地域型保育の実施基準</p> <p>特定利用地域型保育に係る特例地域型保育給付費については、以下のような事情がある場合で、市町村が必要と認めた場合に限り支給することができるものであること。</p> <p>i 支給認定保護者が居住する地域に保育所又は認定こども園が無い場合。</p> <p>ii 特定地域型保育事業を利用する3号認定子どもが、年度の途中で満3歳を迎えて認定区分が2号となったが、地域において2号認定に係る利用定員に空きがない場合に当該年度内において、引き続き特定地域型保育事業を利用する場合。</p> <p>この場合において、満3歳を迎えた年度を超えてなお、保育所や認定こども園の利用が困難な場合については、満4歳を迎える年度内に受入先を確保することを基本として、市町村が真にやむを得ないと判断する場合に限り、特定地域型保育費を支給することができるものであること。</p> <p>iii 保育認定を受けた事業主が雇用する労働者の子どもが、保護者の希望により満3歳以降も、引き続き利用する場合。</p> <p>なお、この場合においては、雇用する労働者に係る利用定員の範囲内の受入が原則であること。</p>